

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和6年5月1日	照会者の東京都千代田区霞が関 3-1-1	輸入者符号	1023004567089 0000
税関への最初の提出日を記載してください。	住所、氏名 財務商事株式会社	法人番号を記載してください。	
東京税関長殿	代理人の住所、氏名	協定名を記入してください。(担当者) 財務 太郎 (電話番号) 03-3581-xxxx	

下記貨物の WTO 協定 経済連携協定(CPTP) 特恵 その他 ()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 HS 番号 銘柄・型番	ナッツ及びフルーツのバー (ナット、果実の混合調製品) 2008.97号 Delicious Sweets(Apple) (DS-123)	製造地 製造者	xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx Australia ABC Sweets CO., Ltd	輸入申告予定 官署	東京税関 本関 神戸税関 本関 大阪税関 南港出張所
輸入時に貨物を特定できるように記入してください。					

照会貨物 到着 未到着 参考資料(返却の要) 否 見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他 ()

申告中の貨物や具体的ではない貨物については照会できません。

輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無	契約時期: 2024年6月 金額: @AUD4 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) (事前教示番号) 有効期限 (3年) 内の番号を記載してください。	照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) (事前教示番号 33333333)	類似貨物に係る輸入実績 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) (輸入申告番号及びその年月) 他税関含め、実績がある場合は記入してください。 実績がない又は不明の場合は「無」に○を付けてください。
--	--	---	--	--

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

本品はオーストラリアの製造者 ABC Sweets が以下①~④を混合した非加熱のナッツ及びフルーツのバーである。詳細は別添参照。
なお、製品の混合割合及び価額に関する情報は非公開情報

①アーモンド(第08.02項)、②カシューナッツ(第08.01項)、
③りんごピューレ(第2007.99号)、④ラズベリー(第08.11項)

材料及び製造工程について記載してください。(別添でも可)

原産地認定に関する意見 (有 無) 意見があれば「有」に✓を付し、以下のように意見を記入してください。

本品に使用される原材料②及び原材料③は添付資料からCPTP上の原産材料と認められる。また、添付資料から原材料①の製品1個当たりの価額はAUD0.225、原材料④の製品1個当たりの価額はAUD0.1875であることから、CPTPの第2008.97号の品目別原産地規則「域内原産割合が40%以上(控除方式を用いる場合)であること(第2008.97号の製品(その他の製品)への関税分類の変更を必要としない。)」を満たし、CPTP上の原産品であると考えます。

非公開期間の要否 (原則公開です。裏面注意事項3.参照)	要 <input checked="" type="radio"/> 否	非公開理由	非公開期間を設定する場合は「要」に○を付した上で、非公開理由及び非公開期間を記入してください。
---------------------------------	--------------------------------------	-------	---

非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求	提出、枚
-------	--------------------	---	-------	----	------

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 イ
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ

「いいえ」があると
受理ができません。

該当する記号を
記入してください。

照会者又は その代理人	氏名又は名称	財務商事株式会社
	住所又は 所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書に記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限り）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

非公開情報は照会書提出時にお知らせください。

（規格A4）

Raw Material Specification

Product name Delicious Sweets(Apple) (DS-123)
Manufacturer name ABC Sweets Co.,Ltd
Factory Address xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia

原材料の原産地を記載してください。不明な場合は空欄でも構いません。
CPTPP上の原産材料として扱う場合は単に製品の原産地に関する情報だけでなく、別途、これらの原材料がCPTPP上の原産材料と認定できる資料の提出が必要となります。
不明な場合や、CPTPP上の原産材料と認定できる資料の提出がない場合は、当該原材料は非原産材料として扱います。

Product :Delicious Sweets(Apple) (HS code: 2008.97)

No.	Name of Raw Material	HS code	Compounding ratio	Origin
1	Almonds ab111	08.02	30%	USA
2	Cashew nuts cd222	08.01	30%	Vietnam
3	Apple puree ef333	2007.99	25%	Australia
4	Raspberry gh444	08.11	15%	USA

使用されている原材料について記載してください。

域内原産割合（RVC）を満たすことを理由として、本品が原産品と認められるためには
(製品の価額 - 非原産材料の価額) ÷ 製品の価額 ≥ 40%
であることを確認する必要があります。

原材料一覧表からNo.1（アーモンド）及びNo.4（ラズベリー）についてはCPTPP域外で得られたものであるため、非原産材料として扱います。No.2（カシューナット）及びNo.3（りんごピューレー）については、CPTPP上の原産材料と認定できる資料が提出された場合は、原産材料として扱うことができます。

従って域内原産割合（RVC）の計算に当たっては以下の資料が必要となります。

- ・No.2及びNO.3がCPTPP上の原産材料であることを示す資料
- ・産品、No.1及びNo.4の価額に関する資料

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、産品（ナッツ及びフルーツのバー（ナッツ及び果実の混合調製品））を製造している者が作成しています。

April 1, 2024

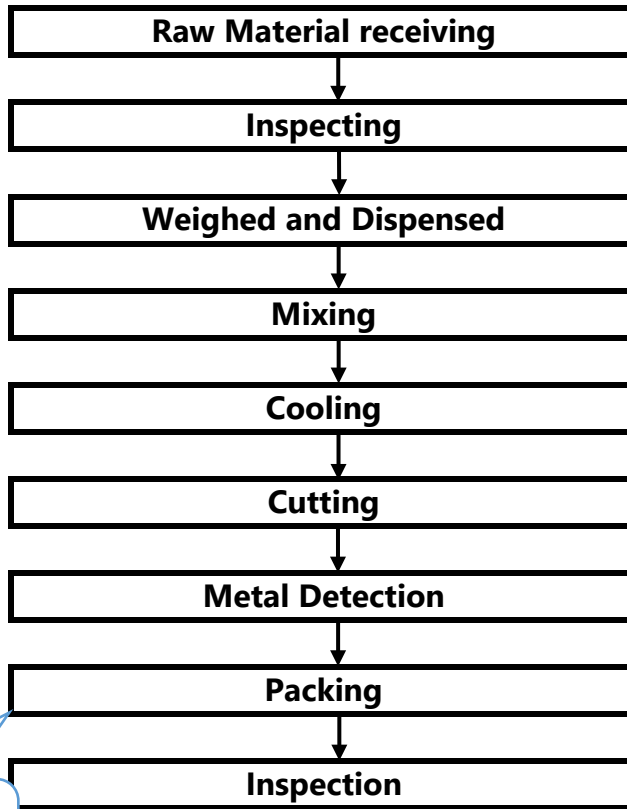
ABC Sweets Co.,Ltd
Manager, Customs and Compliance
John Smith

Product Name: Delicious Sweets(Apple) (DS-123)

Manufacturer Name: ABC Sweets CO,.Ltd

Factory Address:xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia

Manufacturing Process



一連の工程がオーストラリア国内で行われていることが分かります。

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

ABC Sweets CO,.Ltd
Manager, Customs and Compliance
John Smith

April 1, 2024

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、産品（ナッツ及びフルーツのバー（ナッツ及び果実の混合調製品））を製造している者が作成しています。

DEF NUTS

XXX XXXX, XXX XXXX, XXXX,
BINH PHUOC VIETNAM

Product name Cashew nuts (cd222)
Manufacturer name DEF NUTS Co.,Ltd
Address XXX XXXX,XXX XXX, XXXX,
Binh Phuoc, Viet Nam

Product :Cashew nuts (HS code: 08.01)

We certify that following material which we use for Cashew nuts (cd222) are cultivated and harvested in Binh Phuoc Viet Nam.

MATERIAL

Cashew nuts

産品に使用されたカシューナッツがベトナム国内で栽培・収穫されたものであることが分かります。

FACTORY

XXX XXXX,XXX XXX, XXXX, Binh Phuoc Viet Nam

栽培から皮むきまで一連の工程がベトナム国内で行われていることが分かります。

Process

Cultivate → Harvest → Receiving raw materials from farmers → Cleaning
→ Roasting → Shelling → Drying → Peeling

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

April 15, 2024

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、原材料（カシューナッツ）を製造している者が作成しています。

DEF Nuts Co.,Ltd
Manager, Customs and Compliance
Nguyễn Văn Minh

Raw Material Specification

Manufacturer name GHI fruits Co.,Ltd
Address xxx xxxx,
Sydney, NSW, xxxx, Australia

Product :Apple puree(HS code: 2007.99)

Product code :ef333

使用されている原材料及びHSコードについて記載してください。

No.	Name of Raw Material	HS code	Origin
1	Apples	08.08	USA
2	Sugar	17.01	Unknown
3	Ascorbic acid	29.36	Unknown

りんごピューレーはCPTPP附属書3-Dの表において第2007.99号に対する第2欄の「その他の産品」に該当し、当該産品の品目別原産地規則「第2007.99号の産品への他の項の材料からの変更。ただし、第0804.30号の非原産材料、非原産材料である第0804.50号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第0809.30号の桃、第0810.10号、第0811.10号、第20.06項、第20.08項及び第2009.41号から第2009.49号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第2009.89号のマンゴージュース又はグアバジュースの価額が産品の価額の40パーセントを超えないことを条件とする。」を満たすことから、CPTPP上の原産材料であることが確認できます。

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

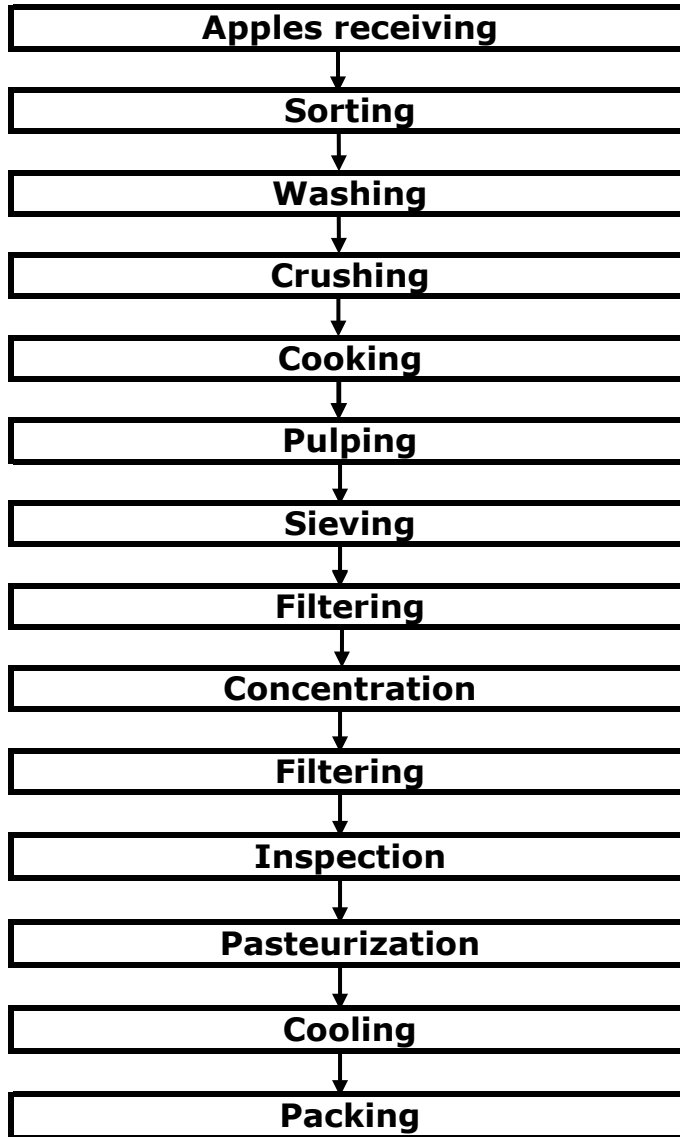
資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、原材料（りんごピューレー）を製造している者が作成しています。

April 10, 2024

GHI Fruits Co.,Ltd
Manager, Customs and Compliance
John Smith

Manufacturing Process

Product name Apple puree(ef333)
Manufacturer name GHI Fruits Co.,Ltd
Address xxx xxxx, Sydney,
NSW, xxxx, Australia



一連の工程がオーストラリア国内で行われていることが分かります。

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

April 10, 2024

GHI Fruits Co.,Ltd
Manager, Customs and Compliance
John Smith

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、原材料（りんごピューレー）を製造している者が作成しています。

製品のインボイス

ABC Sweets

xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia
abcsweets.com

Commercial Invoice

Purchase Order No:				Date:			
456789				Mar. 15, 2024			
Charge to				Total Cartons:			
Zaimu Shoji Co.,Ltd 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku,Tokyo Japan Contact: Taro Zaimu Tel:+81 3 3581 xxxx				2,000			
Delivery Address:							
Zaimu Shoji Co.,Ltd 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku,Tokyo Japan Contact: Taro Zaimu Tel:+81 3 3581 xxxx							
Item Number	Description	HS Code	Unit Net Wt	Unit Price	Per Case Qty	Total Cartons	Total Price
DS-123	Delicious Sweets(Apple)	2008.97	50g	AUD 4	50	2,000	AUD 400,000
品番及び品名の記載から 照会貨物であることが分かります。				Sub Total (FOB)		AUD 400,000	
				Freight		AUD 100,000	
				Insurance		AUD 5,000	
				Total (CIF)		AUD 505,000	

本事例では照会者が製品の製造者から本品を仕入れた際のインボイスが提出されており、
製品の取引価額から当該製品の国際輸送に要する使用を除いた価額※が分かります。

※一般的にはFOB価額を採用

Commercial Invoice

Purchase Order No:		Date:		
2345		Nov 1, 2023		
Charge to		Total Qty:		
ABC Sweets Co.,LTD xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia		2,000kg		
Delivery to:				
ABC Sweets Co.,LTD xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia		品番及び品名の記載から 材料一覧に記載されている原材料であり、照会貨物に使用されているものであることが分かります。		
Item Number	Description	Unit Price(@kg)	Total Qty	Total Price
ab111	Almonds	AUD 10	2,000kg	AUD 20,000
Sub Total (FOB)		AUD20,000		
Freight		AUD5,000		
Insurance		AUD 5,000		
Total (CIF)		AUD 30,000		

本事例では製品の製造者が米国からアーモンドを仕入れた際のインボイスが提出されています。
国際輸送に要する費用を含んだアーモンドの価額が分かります。

<製品1個あたりに使用されるアーモンドの価額について>
製品に含まれるアーモンドの割合は製品の材料一覧によると30%。
従って、製品1つ当たりの重量は
50g (製品のインボイス参照) × 30% = 15g
アーモンドの国際輸送費込みの価額は2,000kgでAUD30,000であるため、
製品1個に使用されるアーモンドの価額は
AUD30,000 ÷ 2,000,000g × 15g = **AUD0.225**
となります。

Commercial Invoice

Purchase Order No:		Date:		
ab1234		Nov 1, 2023		
Charge to:		Delivery to:		Total Qty:
ABC Sweets Co.,LTD xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia		ABC Sweets Co.,LTD xxx xxxx, Sydney, NSW, xxxx, Australia		1,000kg
Item Number	Description	Unit Price(@kg)	Total Qty	Total Price
gh444	Raspberry	AUD 15	1,000kg	AUD 15,000
Sub Total (FOB)		AUD 15,000		
Freight		AUD 5,000		
Insurance		AUD 5,000		
Total (CIF)		AUD 25,000		

本事例では製品の製造者がアメリカからコーンを仕入れた際のインボイスが提出されています。
国際輸送に要する費用を含んだラズベリーの価額が分かります。

品番及び品名の記載から材料一覧に記載されている原材料であり、照会貨物に使用されているものであることが分かります。

<本品1個あたりに使用されるラズベリーの価額について>
本品に含まれるラズベリーの割合は製品の材料一覧によると15%。本品1つ当たりのラズベリーの重量は50g（製品のインボイス参照） $\times 15\% = 7.5g$
ラズベリーの国際輸送費込みの価額は1,000kgでAUD25,000であるため、本品1個に使用されるラズベリーの価額は
 $AUD25,000 \div 1,000,000g \times 7.5g = \mathbf{AUD0.1875}$ となります。

<本品の域内原産割合（RVC）について>
カシューナット及びりんごピューレは原産材料として認められることから、アーモンド及びラズベリーを非原産材料として取扱います。
本品1個に使用されるアーモンドの価額はAUD0.225、ラズベリーの価額はAUD0.1875であることから、本品1個当たりに使用される非原産材料の価額は
 $AUD0.225 + AUD0.1875 = \mathbf{AUD0.4125}$
また、製品の取引価額から当該製品の国際輸送に要する使用を除いた価額は**AUD4**
本品の控除方式による域内原産割合は
 $(4 - 0.4125) \div 4 \times 100 \approx \mathbf{89.7\%}$
よって、本品は域内原産割合が40%を超えることから原産品と認められます。